

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報
京都府中小企業団体中央会

2013/10

newsline

中小企業向けセミナー「中小企業経営に係る法律問題」・無料法律相談会を開催	1
特 集 消費税転嫁対策特別措置法のポイント	2~3
活動紹介 京都電気消防設備団体連絡協議会	4
「生活が潤う木工芸」展のご案内/京都伝統工芸協議会	4
新加入会員紹介	4
ご存知ですか？ITポータルサイト「ミラサボ」	6
労働トラブル処理制度（あっせん）のご案内	6
会長コラム No13 耐震建築	7
京都経済お天気	7
台風18号による災害に関する緊急相談窓口	8

中小企業向けセミナー

「中小企業経営に係る法律問題」・無料法律相談会を開催

中小企業にとって基本的な経営資源である「ヒト・モノ・カネ」の中でも、「ヒト」は企業の生命線であり持続可能な企業経営を行う上で欠くことのできない経営資源である。

しかしながら、景気回復の本格化が見られず依然として企業の雇用調整が続くなかで、「精神疾患」にかかる労務問題が顕著な課題となっていることから、本会では9月13日（金）、京都府中小企業会館において、京都弁護士協同組合及び一般財団法人京都府中小企業センターと連携し、中小企業向けセミナーを開催、組合代表者をはじめ傘下組合員企業の代表者等約30名が出席した。

本セミナーでは、従業員の「精神疾患」に係る問題を法的観点より整理し、また、未然の防止の観点で具体例を交えながらその対応策について、京都弁護士会・中小企業法律支援センター弁護士の浅井悠太氏、大谷俊介氏を講師に招き、「従業員の精神疾患をめぐる法律と実務対応」と題した講演を拝聴した。

浅井氏及び大谷氏は、精神障害を発症する従業員の増加に伴い、精神障害等を原因とする労災請求数が昭和58年から平成9年の15年間で精神障害請求件数134件・精神障害認定件数11件であったが、平成23年1年間の精神障害請求件数1,272件・精神障害認定件数325件と増大しており、メンタルヘルス管理、特に健康診断の重要性及び精神健康面での使用者の配慮義務、労働時間管理などの労務管理が重要であることを実際の裁判例を交えながら説明された。また、快適な職場環境の実現と企業の繁栄を得るためにも、就業規則の見直し・休業規程などの整備の必要性についても述べられた。

セミナー終了後、無料法律相談会を実施、事前申込のあった7企業（組合）が抱えている問題等について相談し、弁護士より法的アドバイスをうけた。



特集

消費税転嫁対策特別措置法のポイント

消費税転嫁対策特別措置法（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法）が平成25年6月5日に成立し、平成25年10月1日から施行されました。

消費税が従来の5%から、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%へと2回にわたる税率引上げが予定されており、同法はこの引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的としており、平成29年3月31日まで適用される時限立法です。

1.消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

「特定事業者」が、平成26年4月1日以降に「特定供給事業者」から受ける商品または役務の供給に関して、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引および禁止される行為は以下のとおりです。

規制対象となる「特定事業者」	保護される「特定供給事業者」
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金3億円以下の事業者、個人事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者	資本金3億円以下の事業者、個人事業者等

禁止される行為	具体例
①減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部または一部を事後的に対価から減じること
②買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③商品購入、役務利用または利益提供の要請	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーシャーのチケットを購入させること
④本体価格での交渉の拒否	本体価格（消費税抜価格）で交渉したいという申出を拒否すること
⑤報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

特定事業者が違法な転嫁拒否等の行為をした場合、違反行為を防止または是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違法行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

【本件に関するお問い合わせ先】公正取引委員会 取引企画課 ☎03-3581-5471(代表)

2.消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品または役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。**中小企業を含む全ての事業者が対象**となり、禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担しています」
②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部または一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」



事業者が違法な宣伝広告を行った場合、特定事業者が転嫁拒否等の行為を行った場合と同様に違反行為を防止または是正するため、消費者庁、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違法行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

【本件に関するお問い合わせ先】消費者庁 表示対策課 ☎03-3507-8800(代表)

3.価格の表示に関する特別措置

(1) 平成25年10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、**表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。**

※消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する

○○円（税抜）

○○円（税抜価格）

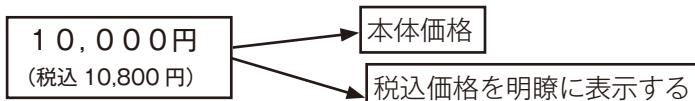
○○円（本体価格）

○○円+税

(例2) 個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う

【本件に関するお問い合わせ先】財務省主税局税制第二課 ☎03-3581-4111(代表)

(2) 事業者が税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、税抜価格を強調して表示しても景品表示法第4条第1項（不当表示）の規定は適用しないこととされました。



【本件に関するお問い合わせ先】消費者庁表示対策課 ☎03-3507-8800(代表)

価格表示に関する特別措置は、消費税転嫁対策特別措置法の施行日である平成25年10月1日から認められますので、消費税率引き上げ日(平成26年4月1日)より前から認められる特例です。値札の変更等の準備は、余裕をもって早めに準備に取りかかりましょう。なお、特例措置も適用期限は平成29年3月31日まで。

4.消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品または役務を対象にした、事業者または事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります。この特例を受けるためには、公正取引委員会が定めた期間内にあらかじめ届け出ることが必要です。

(1) 転嫁カルテル（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為）

(例1) 事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に、消費税額分を上乗せすること

(例2) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理すること

※税込価格や税抜価格（本体価格）を決めることは、適用除外の対象にはなりません（独占禁止法に違反する行為ですので注意してください。）。

※転嫁カルテルについては、参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要。

(2) 表示カルテル（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為）

(例1) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税額」とを並べて表示する方法を用いること

(例2) 税率引上げ後の価格について、「消費税込価格」と「消費税抜価格」とを並べて表示する方法を用いること

【本件に関するお問い合わせ先】公正取引委員会 取引企画課 ☎03-3581-5471(代表)

消費税転嫁対策相談窓口のご案内

本会では、現在検討されている平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の2段階の引き上げや制度変更に対する円滑な対応を図ることを目的に、「消費税転嫁対策相談窓口」を設置しています。消費税転嫁等でお困りの際は、「消費税転嫁対策相談窓口」をご活用ください。

今後、講習会の開催や専門家の派遣等も予定しております。

【消費税転嫁対策相談窓口】

京都府中小企業団体中央会

本 部 ☎075-314-7131 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階

北 部 事務所 ☎0773-76-0759 舞鶴市字喜多1105番地の1 舞鶴21ビル「503」

(開設日時) 土・日・祝日を除く平日 午前8時45分～午後5時15分

活動紹介 「高齢所帯の防火と電気の安心安全」事業を実施

京都電氣消防設備団体連絡協議会

京都電気消防設備団体連絡協議会は、京都府内の電気、消防設備団体の連携を強化し、業界の諸問題の解決と地域貢献を図るため、京都府電気工事工業組合、京都府電気工事工業協同組合、一般社団法人京都消防設備協会、京都府電機商業組合の4団体により、本年3月に発足した。

本事業は、同協議会の初めての合同の取組として、京都市内の高齢者宅を訪問し、火災報知機や電気設備等の点検活動を行うもので、京都市消防局との協力体制のもと9月13日・20日・27日に、市内11行政区と醍醐地域の12地域で各10世帯を対象に実施した。

この事業の準備として、8月22日には訪問者を対象とした高齢者宅訪問時の接遇研修を実施し、また、9月13日には午前9時から中京消防署にて盛大に出発式が行われ、門川京都市長からも激励を受けた。

中小企業団体が行政との連携や地域貢献を図る好事例として、同協議会の活動が注目されている。



出発式（門川市長が激励）

「生活が潤う木工芸」展を開催

京都伝統工芸協議会の常設展示場「ギャラリー圓夢」では、京の工芸展をご覧いただけます。現在は、京都木工芸協同組合の「生活が潤う木工芸」展を開催し、伝統工芸品を展示・販売していますので、ぜひご来場ください。

日 時 平成25年9月5日(木)～平成25年10月29日(火)
10：00～16：30（最終日は15：00まで）
※高台寺ライトアップ時は12：00～18：30
※水曜休廊日



《団体DATA》

京都伝統工芸協議会

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17

京都府中小企業会館4階

京都府中小企業団体中央会内

Call 075-314-7131 FAX 075-314-7130

URL <http://www.kougei-kyoto.jp>

新加入會員紹介

※掲載につきましては、掲載のご承諾を頂いた会員及びその内容を掲載しております。

会員名	株式会社魁半導体
所在地	京都市下京区西七条御前田町50 SAKIGAKEビル
代表者	代表取締役 田口 貢士
設立年月	平成14年9月11日
主な事業	プラズマシステムの開発及び販売・レンタル、受託研究による半導体製造装置の開発及び製造販売など
URL	http://www.sakigakes.co.jp

会員名 上七軒匠会
U.R.I. <http://www.takumikai.net>

会員名 嵐電鉄道株式会社
所在地 京都市右京区嵐電天龍寺車道町
設立年月 平成2年11月14日
主な事業 鉄道業

賛助会員

会員名 株式会社近鉄ホテルシステムズ ウエスティン都ホテル京都
所在地 京都市東山区粟田口華頂町壹番地
代表者 総支配人 斎藤 悅啓
設立年月 明治23年4月8日
主な事業 ホテル業
URL <http://www.miakohotels.ne.jp/westinkyoto>

特別会員 会員名 小菱屋忠兵衛
所在地 京都市東山区本町19丁目407-2
代表者 小嶋俊
設立年月 平成25年6月4日
主な事業 提灯づくりを活かした商品サービスの企画・販売

知財総合支援窓口

相談無料 で知的財産に関する
課題解決を支援します！

秘密厳守



- 国内出願・海外出願したい
- 類似品や類似名称の調査をしたい
- 権利侵害に対応したい
- 電子出願をしたい
- ライセンス契約、権利譲渡の契約、
技術移転等を支援して欲しい

知的財産でお悩みの中小企業・個人事業主の皆様
まずはお気軽にご相談ください

*中小企業・個人事業主・創業予定の個人の方へは、訪問支援も可能です
専門性の高いご相談は知財専門家と窓口支援担当者が共同で支援致します

▶お問い合わせ先
京都発明協会「知財総合支援窓口」
TEL : 075-326-0066
FAX : 075-321-8374

相談日時

毎週 月曜日～金曜日
(休日、祝日を除く)

午前▶ 9:30～12:00
午後▶ 13:00～16:30

※事前予約制です。

詳細はホームページをご覧ください。 <http://www4.ocn.ne.jp/~khat8686>

ご存知ですか？

ITポータルサイト「ミラサポ」

ミラサポ

検索

<https://www.mirasapo.jp>

中小企業庁では、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」を開設しました。

国や公的機関の中小企業・小規模事業者の支援情報・支援施策をわかりやすく提供するとともに、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する支援ポータルサイトです。ぜひ、ご活用下さい。



<主な機能>

- ・国や公的機関の支援施策・支援情報をわかりやすく提供します。一部の補助金については電子申請機能も活用できます。
- ・創業、海外展開などテーマ別に、先輩経営者や専門家との情報交換ができる場（コミュニティ）を提供します。ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることもできます。
- ・分野ごとの専門家のデータベースを整備し、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、オンライン上で相談ができます。また、地域プラットフォームを活用して、本サイト上で専門家派遣を依頼できます。

労働トラブル処理制度のご案内

配置転換に応じない、退職の条件が折り合わない等、事業主と労働者の間の労働条件等に関する紛争の円満解決に向け、公平・中立の立場のあっせん員が労使の話し合いをとりもどります。



手続は簡単・無料！

秘密厳守で、早い解決を目指します。

※労働委員会（京都市内）のほか福知山市内のあっせん開催も可能です。

また、労働組合との紛争にも対応しています。

京都府労働委員会事務局

☎ 075-414-5733

<http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/>

人事・教育担当者向け無料体験セミナー

「気づき」を引き出す「シゴト体感ビジネスゲーム型」研修プログラム



「しごとっち」は受講者に会社での「仕事」をリアルに体感させ、さまざまな気づきを与えることができるビジネスゲームです。

まずは、架空の会社に入社して、会社案内を受けることから始まります。

入社後はチームに配属され、役割に応じた業務（予算達成・管理部業務）を遂行していきます。

日々の仕事で起こり得る葛藤やストレス、仕事の流れを疑似体験する中で受講者同士のコミュニケーションが促進され、チームビルディングされます。

また、仕事を行う上で必要となるスキルの重要性を体感・理解することで意識・行動を変えることができます。

日程

a. 11.12 火 b. 11.29 金

いずれも 13:30 ~ 16:30 (開場 13:15)

対象者

人事教育ご担当者
1社から2名迄とさせていただきます

参加費 無料

会場

アイシーエル研修センター
(京都産業会館 2階)

しごとっち研修によって引き出される

7つの「気づき」

気づき1 「時間管理」 忽き5 「責任感」

気づき2 「自己分析」 忽き6 「想像力」

気づき3 「コスト意識」 忽き7 「協調性」

〒600-8009

京都市下京区四条烏丸西入ル

京都産業会館 2階

営業時間 9時～18時 (土・日・祝日は休業)

ICL ☎ 075-254-7311

株式会社アイシーエル

URL <http://www.icl-web.co.jp> E-mail seminar@icl-web.co.jp

耐震建築



日本は地震国だ。神戸、東北と大変な被害に遭っている。火災や津波等、地震が必ず引き起こす二次災害によって、多くの人たちがその犠牲者となる。津波対策や防火対策の大切さが強調されるのは当然だ。

一方、地震に弱い地域と比較的安全な地域もある。小生の同級生で京都大学防災研究所の教授が、スライドを使って地震の話をしてくれた。数十年前の話だが、今でもその2ヶ所ははっきり覚えている。

新潟と釧路の大地震の話だ。新潟の場合、鉄筋コンクリートの3階建のアパートが建屋 자체は壊れずゴロンと横になって倒れている。一方、釧路のケースは、同じ地域でも、木造家屋の一つは地滑りによって半壊のような状態、もう一方はビクともせずに建ったままだった。その教授の話によると山を削り、その土でもって谷を埋めたが、削られた方は地盤がしっかりしていて、埋め立てた地は弱かったのではないかと。

さて、我が西陣織工業組合はUR（都市再生機構）と組んで11階の鉄筋コンクリートのアパートを持っている。50年前に建てた耐震構造建築物ではないが、素人目でも昔の頑健そのものの建物だ。部屋の天井も高く、今どきの安アパート（マンション）にはないゆとりもある。

幸い、西陣は活断層もない強い地盤だ。この建物をリニューアルして使うのを妨げる悪法が全国一律の耐震基準を定める法律だ。

なぜ土地の地盤を考慮した理にかなった耐震基準の法律がつくれないのか。法治国家の法律は理がなければ単なる悪法である。悪法であれば変えれば良い。建物に関しても同じこと。せめて3～5段階の安全基準に基づく法律をつくるべきだ。これが主権在民の法だろう。

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して我らの安全と生存を保持しようと決意した」この憲法の前文がいかにインチキか、理に合わない法は変更、廃止するのが法治国家だ。

会長 渡邊 隆夫

京都経済お天気

中小企業団体情報連絡員8月分報告より

■回復の業界見られるも今後の動向に注視が必要

	業界景況天気図	概 情
全 体	7月 →8月  	数値面での回復が見られる業界は増えてきているものの、企業間競争による格差が広がる中で、円安による原材料価格の上昇、燃料価格の高騰等のコスト上昇分を価格転嫁できずに苦慮している状況があり、今後の動向に注視が必要である。
製造業 7月  ↓ 8月 	織維工業  	材料費の値上がりにより原価が高くなってしまっているものの、価格転嫁が困難な状況にある。
	出版・印刷  	製本業界では、印刷と製本の責任分界点、責任限界点（受注金額の10倍以上にもなる賠償）の明確化ができないことが問題である。
	鉄鋼・金属  	8月度は夏季休暇の影響で売上金額は下がっているが、景気動向を示す受注は若干増えてきている。7月に引き続きメガソーラー関係部品、自動車関連部品、飲料水運搬車などが受注増であった。
	一般機械等  	受注に繋がる案件照会が増加し始めた。企業間格差、製品群別格差が認められ、新エネルギー等新規分野に乗り遅れた企業は苦しい状況が続いている。円安を背景に材料費の価格上昇が利益を圧迫しており、加工費、管理費等の一層の削減が急務となっている。
	その他製造業  	プラスチック製品製造業界では、原材料の高止まりにもかかわらず販売価格に転嫁できていない。木材等製造業界では、木材・合板の価格は前年比横ばいであるが、年初から比較すると約2割から3割上がっているものもある。当初は輸入品が上昇していたが、国産材も上昇に転じてきた。
非製造業 7月  ↓ 8月 	卸 売  	織維・衣服等卸売業界では、アベノミクス効果もなく、株価だけが先行している。ただし、業界全てが悪いわけではなく、完全に二極化してきている。化学製品等卸売業界では、末端商品の出荷が落ち込んでいることが大きく、染料薬品の値上がりを価格転嫁できていない組合員があり、収益が悪化している。
	小 売  	燃料小売業界では、シリア情勢の不透明感から原油価格は投機筋の思惑もあり上昇に転じたが、夏場の需要も一段落し市況は低迷を続けている。写真機等小売業界では、売上は毎月減少傾向にあり、大型量販店に集約されていく状況にある。
	商 店 街  	京都市内商店街では、アベノミクス発令以来、百貨店の一人勝ちかと思われていたが、各店では少し忙しいとの声が聞こえるようになり、少し景気が上向いてきたように感じる。府北部では、8月初めの戻り梅雨、豪雨による天候不順、以降は連日の猛暑日の影響により、客足の減少に影響が出たようだ。
	サ ー ビ ス  	旅館業界では、前年同月に比して宿泊人数に改善がみられたが、販売価格は昨年度落ち込んだままで未だ回復には至らない。全体的には外国人の宿泊人数は堅調であるが、日本人宿泊客は未だ前々年度まで回復していない。
	建 設  	消費税増税による予想された駆け込み需要も伸びがない。造園業界では、政策により明るい雰囲気にはなったが、業界が好況とまでは言えない。左官業界では、技能者の人手不足が顕著となり、人件費が高騰してきている。
	運輸・倉庫  	道路旅客運送業界では、各企業ともに経費節減等の自社努力によるものは限界にきており、今以上に燃料価格が上昇すれば各社の経営に大きく影響することが予想される。

 快晴 DI値 40以上

 晴れ 20～40未満

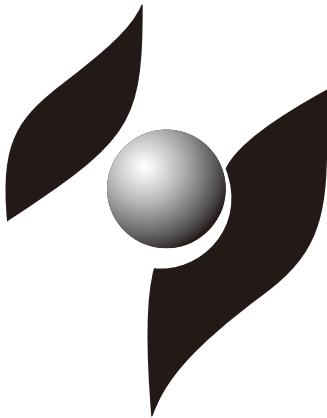
 くもり 20未満～△20未満

 小雨 △20～△40未満

 雨 △40以上

新型定期預金

マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より高めの金利（当金庫内比較）をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

固定金利の半年複利

着実に、そして効率よく資産を増やせます。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

●お預け入れは、50万円以上1円単位です。

●お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。

●詳しくは店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

商工中金 京都支店

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159-1

TEL 075-361-1120

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

台風18号による災害に関する 緊急相談窓口

平成25年台風第18号による大雨等に係る災害により、被害にあわれた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

本会では、本災害で被災された中小企業の皆様が1日でも早く事業が回復できるよう、下記のとおり緊急相談窓口を9月17日(火)に開設しましたのでお知らせします。

【緊急相談窓口】

京都府中小企業団体中央会

本 部 ☎ 075-314-7131

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17

京都府中小企業会館4階

北部事務所 ☎ 0773-76-0759

〒624-0945 舞鶴市字喜多1105番地の1

舞鶴21ビル「503」

開設日時：8時45分～17時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

なが——い、おつきあい。

貯める、運用する、借り入れる、

積み立てる、備える、管理する…

京都銀行は、人生のさまざまなシーンで

皆様を応援します。

お気軽にご相談ください。

飾らない銀行

京都銀行

<http://www.kyotobank.co.jp/>

月刊中小企業連携組織活性化情報 協同

10/2013 平成25年10月1日発行 通巻802号

●編集・発行●

京都府中小企業団体中央会

京都市右京区西院東中水町17(西大路五条下ル) 京都府中小企業会館4階

☎ 075-314-7131 FAX 075-314-7130

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp

表紙タイトル「協同」背景色は、京都府印刷(工)が京にゆかりのある名前を付した12色を創作したうちの「古都の空色」です。